

労働政策審議会令 (平成12年政令第284号)(抄)

第6条

1～3 (略)

4 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。

5 (略)

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 (略)

第7条

1 (略)

2 部会に属すべき委員、臨時委員および専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。